

# 消防法令違反の建物を 公表します

## 違反対象物公表制度

### 違反対象物の公表制度とは

利用者に建物を安心して使用できるよう、また建物関係者の防火安全意識の向上を図るため、**重大な消防法令違反のある建物について、建物の名称、所在地、違反内容をホームページ上に公開する制度**です。

### 公表制度の対象となる建物

飲食店、物品販売店、旅館、病院や社会福祉施設など  
**不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）**



### 公表の対象となる消防法令違反

**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**

全く設置されていない → **重大な消防法令違反**

### 公表までの流れ

立入検査で違反を発見

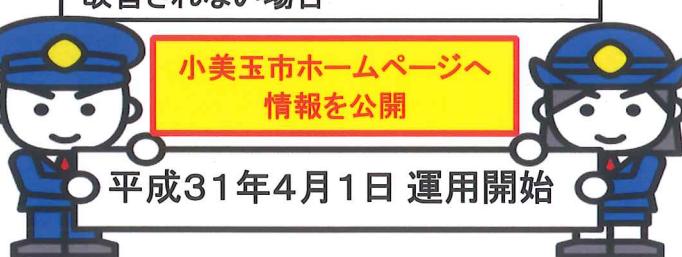


関係者に立入検査結果通知を交付し、  
違反を通知  
併せて公表の事前告知



通知から**14日**が経過し、違反事項が改善されない場合

小美玉市ホームページへ  
情報を公開



### 違反対象物はどうなる？

行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。

また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど公示されることになります。



問い合わせ

小美玉市消防本部 予防課



0299-58-4541